

岩手県公共事業等景観形成指針の解説

岩手県 公共事業等 景観形成ハンドブック

平成22年12月

岩手県

目次

『岩手県公共事業等景観形成ハンドブック』の活用にあたって

..... 1

第Ⅰ部 本編

岩手県公共事業等景観形成指針 5

第Ⅱ部 解説編

I 景観検討の流れ 9

II 岩手県公共事業等景観形成指針の解説(指針テンプレート)
..... 16

第Ⅲ部 資料編

1 岩手県景観計画の概要 57

2 岩手県内の景観計画等施行状況 60

3 各景観計画等の概要 62

- ① 岩手県景観計画区域(一般地域)
- ② 岩手県景観計画区域(岩手山麓・八幡平周辺重点地域)
- ③ 一関市本寺地区景観計画区域
- ④ 一関市景観計画区域(本寺地区以外)
- ⑤ 遠野市景観計画区域
- ⑥ 平泉町景観計画区域
- ⑦ 盛岡市景観計画区域
- ⑧ 北上市景観計画区域
- ⑨ 奥州市条例適用区域(白鳥館遺跡及び長者ヶ原廃寺跡史跡周辺を除く)
- ⑩ 奥州市条例適用区域(白鳥館遺跡周辺地区)
- ⑪ 奥州市条例適用区域(長者ヶ原廃寺史跡周辺地区)
- ⑫ 八幡平市条例適用区域(旧松尾村～柏台、岩手山麓、竜ヶ森安比地区)

4 国等の景観形成ガイドライン一覧 79

5 県及び県内市町村の景観行政窓口一覧 80

(1) 岩手県公共事業等景観形成指針とハンドブックの役割

公共事業等により整備される公共施設は、その公共性やスケール感からその地域の景観に与える影響が大きく、良好な景観形成や快適な環境の保全・創出において極めて重要な役割を担っています。また、公共事業等は県土の景観形成を先導的に推進する役割があり、岩手県景観計画の基本理念に基づき、景観に配慮した対応を図ることにより、地域の特性を生かした良好な景観形成の保全・創出、より良い公共空間の整備に寄与することが望まれます。

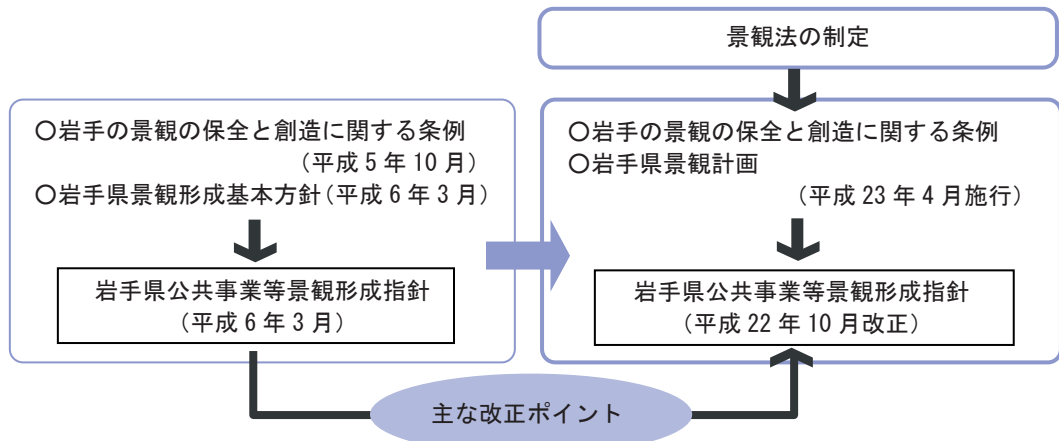
このことより、公共事業等の各事業担当者等は、岩手県景観計画、景観行政団体市町村の景観計画、及びこれらの各行為制限基準等に基づいて事業を実施する必要があり、事業実施に当たっては、適切な基準対応、法手続はもちろんのこと、説明責任も考慮した景観検討が非常に重要となります。

岩手県公共事業等景観形成ハンドブックは、これらのことを踏まえ、①「岩手県公共事業等景観形成指針」、良好な景観形成の考え方、配慮事項と工夫ポイント及び法手続を含めた景観検討の流れをまとめた②「解説編」、関連計画等の概要や行為制限基準等を整理した③「資料編」を活用し、“いわて”らしい良好な景観形成と、より良い公共空間を整備するという目的を達成できるよう作成したものです。

(2) 指針見直しの背景と改正ポイント

「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成6年施行）には、岩手県の景観形成を総合的に推進するために様々な施策が定められ、公共事業等の実施は、それらの施策の重要な柱の一つとして、県土の景観形成を先導的に推進する役割が求められています。

このため、県では「岩手県公共事業等景観形成指針」を定め、これまで、チェックリスト及び委員会等の活用により、この指針に沿った公共事業等の実施に取り組んできましたが、景観法に基づく景観計画及び景観条例等の内容を反映し、より対応の充実を図ることとしました。



《運用に関する事項の見直し》

- ・景観法に基づく県の景観条例に位置付け
- ・景観行政団体の各景観計画、国の景観形成ガイドライン等との関係を追加

《景観形成配慮事項の見直し》

- ・共通指針として、のり面等の配慮事項について、「個別事項」と位置付けるとともに、内容を一部見直し、新たに「共通事項」として、(1)位置・規模、(2)形態・意匠、(3)色彩、(4)素材・耐久性の各項目を追加
- ・施設別指針として、「空港」「上下水道」を追加
- ・「河川・水路」「海岸」について、細項目を追加
- ・各項目の内容について、国の景観形成ガイドライン等を参考に一部修正

(3) ハンドブックの構成及び活用のポイント

ハンドブックは、次の3部構成となっています。

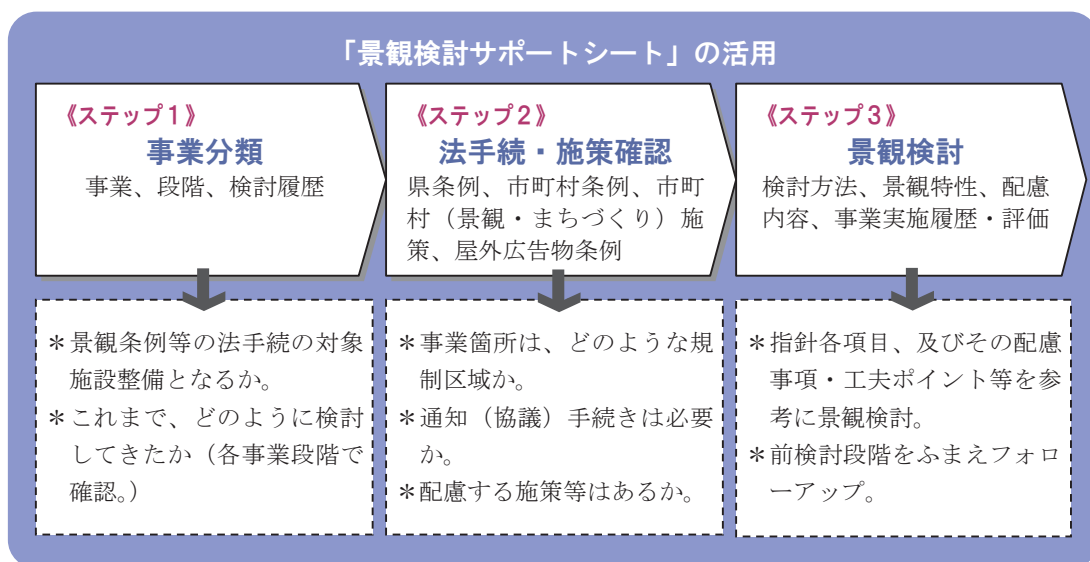


【第Ⅰ部】 岩手県公共事業等景観形成指針

【第Ⅱ部】 各指針に対する具体的な配慮事項や工夫ポイント及び指針運用の流れ

【第Ⅲ部】 県及び県内市町村の景観計画等の施行状況及びその概要など

ハンドブックは、下記の手順に沿って、『景観検討サポートシート』を活用しながら、事業分類、法手続・施策確認、景観検討の3つのステップにより、所要の確認・検討を行います。なお、各検討段階の検討履歴も整理し、設計の考え方の一貫性を確保するものとします。



- 「事業分類」で、対象案件が法手続の対象事業か適用除外か確認する。
- 「法手続・施策確認」では、景観法に基づく景観条例等の所要の手続きに対応する。
 - ・本ハンドブックの『景観検討サポートシート』の作成、資料編の確認により、各景観区域内の所要の法手続・関連施策調整を的確に実施する。
 - ①対象規模、規制地区、規制対象施設等を確認し、景観法第16条等に基づく通知手続きを行う。
 - ②公共広告物を整備する場合は、屋外広告物条例に基づく届出を行う。
 - ③事業実施箇所において、各市町村等の独自の景観・まちづくり施策がある場合は、内容を確認し配慮事項を検討する。
 - ・また、景観協定等がある場合も、その協定等に配慮する。
- 「景観検討」では、指針の解説（指針テンプレート）を用意し具体的な作業をサポートする。



公共事業等（社会資本整備）により整備される公共空間（施設）は、「見られる（眺められる）対象」であると同時に「見る（眺める）場所」にもなります。

整備に当たっては、この両方の視点で景観的な配慮を行うことが必要となります。



第 I 部 本編 ■

岩手県公共事業等景観形成指針……………5

岩手県公共事業等景観形成指針

○岩手県公共事業等景観形成指針

(平成6年3月30日制定)

(平成10年4月1日改正)

(平成22年10月15日改正)

第1 趣旨

この指針は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、公共事業等の実施に関する良好な景観の形成のために必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的事項

公共事業の実施に当たっては、良質な公共空間を形成するため、機能性、安全性、経済性ととともに、良好な景観の保全・形成が、必要な事項であることを認識し、次の事項に留意しながら地域の特性を生かした優れた景観の形成に努めるものとする。

- (1) 自然の景観、生態系及び植生との調和に配慮するとともに、緑化に努めること。
- (2) 地域の歴史的、文化的特性に配慮するとともに、文化的で質の高い景観の創出に努めること。
- (3) 高齢者、障害者等にも配慮した潤いと安らぎのある快適な生活空間の創出に努めること。

第3 指針の運用

指針の運用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 景観形成のための計画が定められている場合は、指針の運用との調整を図りながら、その推進に努めること。
 - ア 岩手県景観計画との整合性に配慮すること。
 - イ 景観行政団体である市町村の景観計画区域内においては、その市町村が定める景観計画に配慮すること。また、市町村の景観形成に関する方針その他これに類する景観形成のための計画、基準等が定められている場合は、その内容に配慮すること。
 - ウ 国の各省庁から示されている景観形成ガイドライン等も積極的に参考とすること。
 - エ 景観法第83条第1項の規定に基づき認可された景観協定又は条例第24条第1項の規定に基づき認定された景観形成住民協定が締結されている場合は、その内容に配慮すること。
- (2) 関係公共団体等との連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めること。
- (3) 公共事業等の計画、設計及び維持管理のそれぞれの段階に応じて、指針の適切な運用に努めるとともに、関連するマニュアル等が定められている場合は、その活用にも配慮すること。
- (4) 地域の特性の把握に努めるとともに、住民の意向を反映させるよう配慮すること。

第4 共通指針

1 共通事項

(1) 位置・規模

主要な視点場からの眺望景観及び良好な景観資産を阻害しないよう配慮するとともに、現地踏査による情報収集により、公共施設の規模・配置の工夫、設置を必要最小限とするなど、周辺の地形及び環境への調和に努めるものとする。

(2) 形態・意匠

周辺景観に調和するよう、全体としてまとまりのある形態及び意匠に配慮するとともに、ランドマーク性のある構造物の場合は、見え方の変化や利用特性を考慮した形態及び意匠に努めるものとする。

(3) 色彩

周辺の景観の色彩と調和し、地域にふさわしい色彩を基調とするとともに、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和を欠かないような配色となるよう努めるものとする。

(4) 素材、耐久性

地域固有の歴史や文化の特性と調和するような素材の使用に配慮するとともに、維持管理が容易で経年変化によるエイジング効果が期待でき、補修や交換に耐えられる材料、耐久性を備えた素材を用いるよう努めるものとする。

2 個別事項

(1) のり面

ア のり面と自然地形との滑らかな擦り付けによる連続性と自然復元の可能性を検討したうえで、できる限り周囲の地形に応じた構造及び形態とし、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

イ 原則として周辺の植生と調和した緑化に努めるものとする。

(2) 擁壁

構造、形態、意匠、素材等の工夫、緑化や表面処理等により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(3) 防護さく

形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。

(4) 標識・公共広告物

ア 配置、設置数を考慮したうえで、情報を整理統合し、できる限り少ない掲出で分かりやすい情報の提供により、景観上の煩雑さの軽減に努めるものとする。

イ 形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(5) 照明施設

周辺の諸施設の位置関係を考慮して配置検討し、地域の特性及び周辺の景観と調和した形態、意匠、素材、色彩等とするよう努めるものとする。

(6) 緑の保全と緑化

ア 良好な景観を形成している既存樹林、樹木等については、できる限り現況保存、移植活用、表土の活用に努めるものとする。

イ 植栽に当たっては、自然の植生、周辺の樹木等との調和、地域の特性等に配慮するものとする。

(7) 駐車場

位置、構造、形態等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(8) 展望広場

展望広場の設置に当たっては、周辺の景観との調和に努めるものとする。

(9) 残地処理

道路整備、造成等によって生じた残地については、緑化等による周辺の景観との調和に努めるものとする。

(10) 維持管理

維持管理の容易な構造、形態等に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適切な管理、修繕及び補修に努めるものとする。

(11) 占用行為への指導

公共用地における占用行為については、集合化、植栽修景、色彩配慮等により、周辺の景観との調和に配慮するよう指導に努めるものとする。

(12) 人にやさしい施設の整備

公共施設については、人にやさしい施設の整備に心がけるものとし、とりわけ、高齢者、障害者等への安全性、快適性に配慮するものとする。

第5 施設別指針

1 道路

(1) 道路

道路の特性に基づく景観的一貫性を保持し、公共空間として洗練された道路景観の創出に努めるものとする。

(2) 歩道・自転車道・遊歩道

ア 歩道等は、シンプルで利用しやすい空間となるよう努めるものとする。

イ 路面は、安全な歩行及び走行を確保しながら、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

ウ 路上施設は、相互に調和が感じられる形態、色彩に配慮するものとする。

(3) トンネル

ア トンネル坑口部は、地形の改変を最小限に抑え、形態、意匠等の工夫及び緑化により、走行上の違和感の軽減を図るとともに、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

イ トンネル内は、圧迫感の無い景観となるよう努めるものとする。

(4) 交差点

交差点における信号機柱、標識類、照明施設等については、交通上の安全性を確保しながら、できる限り整理統合し、煩雑さの軽減に努めるとともに、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(5) 高架橋

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、高架下空間の修景に努めるものとする。

(6) 歩道橋・ペDESTリアンデッキ

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、快適で親しみのある歩行者空間の創出に努めるものとする。

(7) 道路附属物・占用物等

ア 道路附属物の設置に当たっては、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

イ 道路占用物等の設置に当たっては、位置、規模、形態等の工夫により、快適な道路空間の確保に努めるものとする。

(8) 道路緑化

交通上の安全性を確保しながら、緑化に努めるとともに、地域の特性及び周辺の景観と調和した樹種等の選定に努めるものとする。

(9) 交通広場等

交通上の安全性を確保しながら、地域の玄関口にふさわしい快適な広場空間を創出するよう努めるものとする。

2 橋りょう**(1) 橋りょう本体**

構造、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

(2) 親柱、高欄及び照明施設

橋りょう本体との調和を図るとともに、形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(3) 橋詰め

眺望や滞留を楽しむことができるような橋詰め部分には、できる限り空間を確保し、その修景に努めるものとする。

3 河川・水路**(1) 河川**

自然の営力により形成される河道法線、滞筋（瀬・淵等）、河床、水際等を極力尊重し、既存河床材料の活用、植生・表土の保全・移植等の工夫により、河川特有の多様な生態系の形成に配慮すると共に、周辺地形との連続性、空間的な広がりなど、周辺の景観及び自然環境との調和に配慮するものとする。

(2) 護岸、水路、水制

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(3) 樋門、落差工

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(4) 堤防、高水敷

地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、親水性及び自然の生態系に配慮しながら良好な河川空間を創出するよう努めるものとする。

(5) 調整池等

緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出や憩いの場としての整備に努めるものとする。

4 ダム**(1) ダム本体**

構造、形態等の工夫により周辺の景観との調和に配慮するとともに、造形的な美しさの創出に努めるものとする。

(2) ダム湖の周辺

地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮した緑化に努めるとともに、必要に応じ憩いの場等としての整備に努めるものとする。

5 砂防・治山**(1) 砂防・治山対策施設**

構造、形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊対策施設、雪崩対策施設

構造、形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

6 港湾・漁港**(1) 防波堤、岸壁、護岸等**

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ親水空間の創出に努めるものとする。

(2) 建築物、工作物等

形態、意匠、素材、色彩等の工夫及び緑化により周辺の景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ憩いの場としての整備に努めるものとする。

7 海岸**(1) 海浜**

構造物の設置検討における海浜減少・消失への配慮をし、自然の海岸景観をできる限り保全するとともに、海浜地形の傾斜や微地形の起伏等による高低差が生む景観的效果を活かす工夫に努めるものとする。

(2) 海岸堤防、護岸

構造、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺の景観との調和に配慮するとともに、できる限り親水性の確保に努めるものとする。

(3) 離岸堤

防災機能を確保しつつ、水平線への見通しをできるだけ阻害しないよう配慮するものとする。

(4) 突堤・ヘッドランド

構造物の天端高や形状、素材に留意し、砂浜や水面とが滑らかに摺り付くよう配慮するものとする。

(5) 樋門・樋管

構造、形態、素材等の工夫により、地域の特性、自然の生態系及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

8 空港

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

9 公園・広場**(1) 建築物、工作物**

形態、意匠、素材、色彩等の工夫により、地域の特性、周辺の景観との調和、修景施設等との一体性に配慮するものとする。

(2) 植栽

時間経過に伴う樹木の生長等により景観が変化することに留意し、公園・広場等の種類やその目的に応じた植栽に努めるものとする。

10 上下水道

構造、形態、意匠、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

11 公共建築物**(1) 建築物及び工作物**

ア 大規模な公共建築物については、岩手県景観計画を遵守するものとする。

イ 公共建築物は、立地する地域の自然環境や歴史・文化をいかし、地域の様式の採用、意匠、素材、色彩等の工夫により、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

ウ 主要な視点場や道路からの景観に配慮し、複数の建築物群となる場合は、一体性や連続性に配慮するものとする。

(2) 外構

敷地の緑化に努めるとともに、住民の利用に供する公共建築物については、快適で開放的な空間を創出するよう努めるものとする。

12 用地造成

できる限り現況の地形を生かし、のり面又は擁壁を最小限とするよう工夫するとともに、緑化に努めるものとする。

第6 岩手県景観計画区域における重点地域

岩手県景観計画区域における重点地域内及び景観行政団体系市町村の同等地域内における公共事業等の実施に当たっては、この指針に定めるもののほか、当該地域の景観形成基準及び景観行政団体系市町村の同等基準等を遵守し、地域の特性に配慮しながら、施設の整備に努めるものとする。